

## 令和7年第1回砂川市議会臨時会

令和7年1月27日（月曜日）第1号

### ○議事日程

開会宣言

開議宣言

日程第 1 会議録署名議員指名

議事日程報告

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 令和6年度砂川市一般会計補正予算

閉会宣言

### ○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

高田 浩子議員

水島美喜子議員

議事日程報告

日程第 2 会期の決定

自 1月27日 1日間  
至 1月27日

日程第 3 議案第 1 号 令和6年度砂川市一般会計補正予算

### ○出席議員（13名）

議長 多比良 和伸君	議員 是枝貴裕君	議員 伊藤俊喜君	議員 高田浩子君	議員 中道博武君	議員 沢田広志君	議員 辻勲君
------------	----------	----------	----------	----------	----------	--------

副議長 小黒弘君	議員 石田健太君	議員 山下克己君	議員 鈴木伸之君	議員 水島美喜子君	議員 武田真君
----------	----------	----------	----------	-----------	---------

### ○欠席議員（0名）

### ○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	飯澤明彦
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	中村久一
砂川市選挙管理委員会委員長	千葉美由紀
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	井上守
病院事業管理者	平林高之
総務部長 兼会計管理者	板垣喬博
総務部審議監	安原雄二
市民部長	堀田一茂
保健福祉部長	安田貢
経済部長	野田勉
経済部審議監	畠山樹秀
建設部長	斎藤隆史
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	為国泰朗
総務課長	岩間賢一郎
政策調整課長	三橋真樹

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	東正人
指導参考事	堤雅宏
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	川端幸人
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	板垣喬博
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	野田勉
-----------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	安武浩美
事務局係長	野荒邦広
事務局係長	佐々木健児

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから令和7年第1回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 多比良和伸君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、高田浩子議員及び水島美喜子議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 多比良和伸君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、1月27日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

◎日程第3 議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第3、議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第6号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,809万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ164億7,705万2,000円とするものであります。

第2条は、繰越明許費であります。4ページ、第2表、繰越明許費に記載のとおり、3款民生費、1項社会福祉費、地方創生臨時交付金事業（低所得世帯支援枠等分）、同じく2項児童福祉費、地方創生臨時交付金事業（低所得世帯支援枠等分）について令和7年度

に繰り越すものであります。なお、後ほどこれらの事業の内容についてご説明いたしますが、金額については上限額を定めたものであり、一部事業が確定しない分を令和7年度に繰り越すことを想定しているものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある二重丸は今補正による臨時事業であります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。初めに、補正予算の経過についてご説明いたしますが、このたびの補正是令和6年11月22日に閣議決定された国における国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、重点支援地方交付金の追加が盛り込まれ、12月17日に物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図る低所得世帯支援枠等分及び地方自治体が地域の実情に応じてエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者等を支援する事業を実施できるよう、推奨事業メニュー、生活者事業者支援分が計上された令和6年度補正予算が成立したところであります。本市における増額された交付限度額については、国から12月17日付で低所得世帯支援枠等分として9,559万9,000円、推奨事業メニュー一分として7,240万8,000円、合計1億6,800万7,000円とする通知を受けたところであり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、重点支援地方交付金を活用した支援について可能な限り早期の予算化、速やかな実施が求められていることから、補正予算を計上するものであります。

それでは、内容についてご説明いたしますが、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、地方創生臨時交付金事業（低所得世帯支援枠等分）に要する経費、住民税非課税世帯特別給付金支給事業8,689万8,000円の補正是、長引く物価高騰による影響を大きく受ける低所得世帯への国による特別給付金支給事業として令和6年度住民税非課税の世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給することにより生活支援を行うもので、職員手当114万5,000円、通信運搬費96万5,000円、住民税非課税世帯特別給付金2,800世帯分、8,400万円、事務経費として手数料などのその他の経費78万8,000円であります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（生活者支援分）に要する経費、住民税均等割のみ課税世帯特別給付金支給事業1,443万円の補正是、交付対象事業として示されている標準事業の一つであり、国の住民税非課税世帯に対する1世帯当たり3万円の特別給付金支給事業の支給対象とならない令和6年度における住民税非課税世帯以外の世帯であって住民税所得割が課されていない者のみで構成される世帯、いわゆる住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給することにより生活支援を行うもので、通信運搬費16万8,000円、住民税均等割のみ課税世帯特別給付金470世帯分1,410万円、事務経費として手数料などのその他の経費16万2,000円であります。

次に、同じく2項1目児童福祉総務費で二重丸、地方創生臨時交付金事業（低所得世帯

支援枠等分)に要する経費、住民税非課税世帯子ども加算特別給付金支給事業409万5,000円の補正は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯への国による特別給付金支給事業として令和6年度住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯員である18歳以下の子供に対し、1人当たり2万円を加算して支給することにより生活支援を行うもので、職員手当53万9,000円、通信運搬費3万9,000円、住民税非課税世帯子ども加算特別給付金170人分340万円、事務経費として手数料などのその他の経費11万7,000円であります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業(生活者支援分)に要する経費3,267万6,000円の補正は、国の住民税非課税世帯子ども加算特別給付金、1人当たり2万円の支給対象とならない住民税均等割のみ課税世帯及び住民税課税世帯の子育て世帯についても18歳以下の子供に対し、1人当たり2万円を加算して支給することにより生活支援を行うものであり、子育てするなら砂川という市長が掲げるまちづくりのコンセプトを実現する施策の一つとして事業選択したものであります。住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金支給事業については、通信運搬費1万円、住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金60人分120万円、事務経費として手数料などのその他の経費2万5,000円であり、子育て世帯特別給付金支給事業については通信運搬費21万5,000円、子育て世帯特別給付金1,550人分3,100万円、事務経費として手数料などのその他の経費22万6,000円であります。なお、それぞれの給付金支給事業については、年度内での速やかな実施を目指し、準備を進めていきたいと考えております。

以上が歳出であります、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。14款国庫支出金で1億3,809万9,000円の補正は、地方創生臨時交付金事業費補助金であります。

以上が歳入であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 (登壇) それでは、議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算について総括質疑をさせていただきます。

今回実施する各給付金事業についてでありますけれども、歳出3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、そして2項児童福祉費、1目児童福祉総務費というところで、現在総務部長から提案説明がございましたけれども、今回実施する各給付金事業の実施内容の詳細について再度伺いたいと思います。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君（登壇） 今回補正予算を提出しております各給付金事業の実施内容の詳細についてご答弁申し上げます。

国は、令和6年1月22日に閣議決定した国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を踏まえ、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯について給付金の支援を行うとともに、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者等を支援するため、令和5年1月に創設された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加することとし、令和6年1月17日に低所得世帯支援枠等分及び推奨事業メニュー、生活者、事業者支援分を含む補正予算が成立したところであります。

低所得世帯支援枠等分につきましては、1月13日時点の居住市町村が実施主体となり、令和6年度の住民税が非課税であり、かつ住民税課税者に扶養されていない世帯を対象に1世帯当たり3万円を支給するものであり、住民税非課税世帯特別給付金支給事業として2,800世帯分、特別給付金8,400万円を計上したものであります。また、当該世帯において本年度末までの出生児を含む18歳以下の児童を養育している場合については児童1人当たり2万円を加算することが示されていることから、住民税非課税世帯子ども加算特別給付金支給事業として児童170人分、特別給付金340万円を計上したところであります。なお、国の制度設計として両事業につきましてはこれまでに実施してきた定額減税補足給付金支給事業等と一体的な施策として、仮に残額が生じた場合であっても来年度に予定されている定額減税不足額給付金支給事業の財源とすることが可能となる旨が示されていることから、上限額として事業費の全額に関し繰越明許費を計上しているものであります。

推奨事業メニューである生活者支援分につきましては、市独自の低所得世帯に対する支援策として、住民税が均等割のみ課税されている、または均等割のみ課税者と非課税者により構成され、課税者に扶養されていない世帯についても非課税世帯との所得の差は僅少であり、過去にも同様の支援を行っていることを考慮し、当該1世帯当たり3万円を支給する住民税均等割のみ課税世帯特別給付金支給事業として470世帯分、特別給付金1,410万円を計上したものです。また、当該世帯において18歳以下の児童を養育している場合も加算金を支給するため、住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金支給事業として児童60人分、特別給付金120万円を計上したものです。さらに、推奨事業メニューの生活者支援分については、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯への支援も実施することが可能であり、ガソリン代や食料品の値上げが続いている今般の状況は子育て世帯へ特に大きな影響を及ぼしているものと推察されるところであります。その負担感は住民税の課税世帯においても同様に厳しい状況にあるものと考えられることから、市独自に当該世帯の児童1人当たり2万円を支給する子育て世帯特別給付金支給事業として児童1,550人分、特別給付金3,100万円を計上したものであります。

次に、給付に至るまでの事務手順、スケジュール等についてご説明いたしますが、今回予算を計上した各事業につきましては、低所得世帯支援枠等分については国から、生活者支援分は市独自に特定公的給付の申請を行っていることから、各事業の実施に当たっては住民税課税情報等を適切に取り扱いながら事務執行を進めていくものであります。また、各事業の居住に関する基準日については、住民税非課税世帯特別給付金事業に即して令和6年12月13日に設定するものであります。

給付までのスケジュールにつきましては、補正予算の議決をいただいた後、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯について対象世帯を抽出し、給付金の支給対象世帯である旨の通知文を1月末から送付いたします。同封している金融機関口座等を記載した確認書を返送していただき、2月中に第1回目の振込を行う予定であり、子ども加算特別給付金についても対象世帯には通知文を同封の上、同時期に振り込む予定としております。子育て世帯特別給付金につきましては、市から児童手当を受給している世帯については当該金融機関口座に振り込む旨を記載した通知文を2月上旬に送付する予定であり、金融機関口座の変更等の申出がなければこちらも2月中に第1回目の振込を行う予定としております。申請行為が必要になるケースとして、公務員世帯で市から児童手当を支給していない世帯につきましては金融機関口座が不明であるため、申請書を同封の上、通知文を送付することとし、申請書の返送後に給付金を振り込む予定としております。また、各通知文を発送した以降、本年3月31日までに出生されたお子さんがいらっしゃる世帯に対しては出生に伴う児童手当の手続等の際に申請を求める予定としております。これらの周知方法につきましては、広報すながわ2月1日号に各事業に関する記事を掲載する予定であり、市ホームページ、公式LINEアカウント等でもお知らせすることで円滑な給付が行われるよう努めていくものであります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、2回目の質問に移らせていただきます。先ほど保健福祉部長から詳細について詳しく説明がございました。その中でこれから流れ等も確認できたわけなんですけれども、国が行っている事業、そしてまた市がプラスして行う事業というところで、やはり子育てるなら砂川ということで市長の思いも酌まれたような内容かなと思うわけなんですけれども、この中で住民税の課税世帯における子育て世帯に対しても給付金を支給するというお話をありました。前年度はなかったかなと思うんですけれども、先ほど物価高騰の話もありましたけれども、この内容に踏み切った、支給する理由について伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 今回課税世帯であってもお子さんがいらっしゃる世帯に特別給付金を支給する理由でございますけれども、現在の物価高騰の影響が世帯員数の多い子育て世帯に特に大きな影響をもたらしているものと考えているためでございまして、総

務省による全国消費者物価指数、この調査結果は令和6年1年間で対前年比の物価上昇率2.7%となっておりますけれども、特に高騰の率が大きいものは食料品でありますと、とりわけお米類、野菜、果物、菓子類と、こういった品目につきましてはその上昇率が10%前後という状況になっております。これらの値上がりは、お子さんがいらっしゃる世帯にとって支出の増額に直結しているものと考えているところでございます。エネルギー関連につきましては、ガソリン価格が国の助成制度の見直しに伴いまして昨年末頃から値上がりが続いております。これについてもファミリー層への影響がより大きいものではないかと考えております。また、現在策定中であります来年度から5か年を実施期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画、この資料として昨年2月から3月に就学前あるいは小学生のお子さんをお持ちの世帯にアンケートを取らせていただいた結果、望ましい子育て支援策としては経済的な支援という回答が約8割を占めているといった結果もございました。これらの状況を踏まえまして、子育て支援を重要施策に位置づけている当市において新年度に進学あるいは進級等を控えていられる18歳以下のお子さんがいらっしゃる世帯に対して、課税の有無を問わずに給付金を支給することで手厚く幅広い子育て支援につながるものと判断したところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 食べるという買物をすること、そしてガソリンについては非常に高くて本当に苦労されている方が多いと思います。そして、北海道や空知ですけれども、全体的に全国水準から見ても収入が少ない、特に若い方の収入が少ないというところで、本当に子育てしていくのが大変、国としては人数が多ければというようなお話がありますけれども、本当は産みたいんだけれども、今後のことを考えると産むことができないというような声も聞いております。そして、子育てるなら砂川ということでの市長の考え方もありますけれども、若い方の話を聞くと、車を持っているので、市町村のどこに住みたいとかはあまりないんだと、とにかく車で移動できるので、近隣であればやはり支援の厚いところに引っ越したいというような声も聞いております。そして、今はアプリとかでも18歳から22歳に無料特典がいろいろついている。スキー場とか温泉とかのそういうのもあったりもします。そういったところで、やはり若い世代に、そして子育て世帯に、1人ということは2人いたら2倍の金額、そして3人いたら3倍の金額、1世帯幾らとはまた違うんですよね。その点も今回も手厚いのかなと私は思いました。

それで、先ほどからも18歳以下というようなお話がありましたけれども、各給付金事業において対象となる子供の要件について最後に伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 今回の各給付金事業につきましてゼロ歳から今年度末までに18歳となるお子さんを対象としておりますけれども、具体的な要件といたしましては基準日である令和6年12月13日時点で市内に住民登録がある平成18年4月2日以降

に生まれているお子さん、そして基準日以降から令和7年3月31日までに生まれたお子さん、そして児童手当における別居監護に該当するケースですが、受給要件を満たす世帯主の方からお申出があって、市外に居住される生計同一のお子さん、以上のお子さんについて対象と想定しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣言

○議長 多比良和伸君 以上で日程の全てを終了しました。

これで令和7年第1回砂川市議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年1月27日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員